



トラブルを未然に防ぐために——

にしわき消費生活通信

カニなど海産物の電話勧誘トラブルに関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

▶事例

- ①自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったが海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。
- ②突然、母に「商品が売れなくて困っている。助けてほしい」と電話があった。3万円と高額であったため、母は曖昧な返事をしたようだ。電話を切った後、不安になって私に電話をしてきたが、業者名も電話番号も分からない。断るために電話をかけたが、つながらなくて困っている。

▶アドバイス

- ①電話で勧誘を受けた際、不要ならきっぱりと断りましょう。

No.230

海産物の電話勧誘トラブルに注意！

- ②知らない番号からの電話には出ない。常時留守番電話にしておくのも有効な方法です。
- ③断ったのに一方的に商品が送りつけられた場合、代金を支払う必要はありません。送り主の名称や連絡先などをメモするか、送り状の写真を撮ってから受け取りを拒否しましょう。
- ④電話勧誘販売の場合、特定商取引法に定める契約書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフができます。



困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時
(祝日・年末年始除く)